

# 利子補給制度を利用して、 マンション耐震改修工事

を行ってみませんか？

マンションの耐震改修工事を行い、

下記の要件を満たすと、

利子補給制度を利用することができます。

この機会にぜひ耐震改修工事をご検討ください！

## 利子補給制度要件

### ① 対象となるマンション

\*以下のすべてを満たすもの

- 昭和56年5月31日以前に建築確認済
- 非木造の耐火建築物  
または準耐火建築物であること
- 住戸面積が延べ面積の2分の1を超えること
- 耐震改修工事助成を受けていること
- 住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用すること

### ③ 利子補給内容

- 最大利子補給率 1.0%
- 利子補給期間 7年
- 利子補給対象融資限度額 5千万円  
(ただし耐震改修工事部分のみが対象)

### ② 申込対象者

- 分譲マンション（準耐火建築物に限る）の管理組合または管理組合法人
- 賃貸マンションの所有者  
(個人または中小企業)

※耐火建築物である分譲マンションは、東京都で実施している「マンション改良工事助成」が利用できます。

\*お気軽にお問合せください\*

台東区 都市づくり部 住宅課

電話：03-5246-9028